

寒河江市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を提供することにより、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため実施する、寒河江市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「支援事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者 運転免許証を自主返納した時点で65歳以上の者をいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期限内にあるものをいう。
- (3) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、山形県公安委員会に全ての運転免許の取消しを申請し、同条第2項の規定により当該運転免許の取消しを受け、法第107条第1項の規定により運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、平成29年4月1日以降に運転免許証の自主返納を行った高齢者で、申請時において、本市の住民基本台帳に記載されているものとする。

(支援の内容)

第4条 支援事業による支援の内容は、次に掲げる乗車券等（以下「乗車券等」という。）のうち、いずれか一つを交付するものとする。この場合において、当該交付は、対象者1人につき1回限りとする。

- (1) 寒河江市内循環バス利用券 2 万円分
- (2) 寒河江市デマンドタクシー利用券 2 万円分
- (3) 別表に掲げる乗車券、回数券等 2 万円分

(申請)

第 5 条 対象者は、乗車券等の交付を受けようとするときは、寒河江市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第 1 号）に、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 30 条の 9 第 4 項に規定する通知書（以下「取消通知書」という。）の写しを添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、取消通知書に記載された取消日から起算して 1 年を経過した場合は、行うことができない。

3 第 1 項の申請は、代理人により行うことができる。

(決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援を決定したときは、寒河江市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、乗車券等を交付するものとする。

(取消し)

第 7 条 市長は、前条の支援を受けた者が虚偽又は不正な手段により交付を受けた場合は、支援の全部又は一部を取り消し、乗車券等の返還を求めることができる。

(乗車券等の使用)

第 8 条 乗車券等の交付を受けた者は、当該乗車券等を他人に譲渡し、若しくは売買し、又は不正に使用してはならない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

山形県タクシー共通乗車券
山交バス株式会社ICカード yamako cherica
天童市営バス回数券
西川町営バス回数券